地域が協働して取り組む田んぼダム導入支援事業補助金交付要綱

令和６年５月３１日　農振第４０７号

（趣旨）

第１条　知事は、近年、浸水被害が発生している地域への田んぼダム導入を支援するため、地域において田んぼダムを始める際に必要な堰板や調整管等排水器具の材料費等について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和３２年千葉県規則第５３号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、市町村に対し補助金を交付する。

（補助対象経費及び補助率）

第２条　補助の対象とする事業の経費及び補助率は別表１のとおりとする。ただし、同一の水田につき１回限りの補助とし、設置に係る人件費及び工事費は補助対象外とする。

（交付の申請）

第３条　規則第３条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、知事が定める期日までに、補助金交付申請書（別記第１号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第４条　規則第５条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

１　補助事業の内容の変更または補助事業に要する経費の配分の変更（別表２に規定する重要な変更に限る。）をする場合においては、知事の承認を受けること。

２　補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

３　補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

４　その他知事が必要と認める条件

（承認の申請）

第５条 前条の規定により承認を受けようとするときは、補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第２号様式）を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第６条　規則第１０条の規定により補助事業の遂行状況に関し報告しようとするときは、補助金の

交付の決定に係る年度の１２月３１日現在で作成した事業遂行状況報告書（別記第３号様式）を当該年度の１月１５日までに知事へ報告しなければならない。

（実績報告）

第７条　規則第１２条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業が完了した日から起算して３０日を経過した日、又は補助金の交付の決定に係る年度の３月３１日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書(別記第４号様式)を知事に提出しなければならない。

（交付の請求）

第８条　規則第１５条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金交付請求書(別記第５号様式)を知事に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第９条　規則第１６条第２項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(別記第６号様式)を知事に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第１０条　規則第２１条第１項第４号及び第５号の規定により知事が定める財産は、それぞれ１件の取得価格５０万円以上のものとする。

２　前項の財産について、規則第２１条第１項各号列記以外の部分ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和４０年大蔵省令第１５号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

（書類の経由）

第１１条　規則又はこの要綱の規定により知事に提出する書類は、所轄の農業事務所の長を経由して提出しなければならない。

（その他）

第１２条　この要綱の実施について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和６年度以降の予算に係る補助金について適用する。

別表１（第２条関係）

補助対象経費	補助率
田んぼダムに用いる排水器具の材料費等	１／２以内

別表２（第４条関係）

重要変更事項
事業費の３０％を超える増減

別記第１号様式(第４条)

年度　地域が協働して取り組む田んぼダム導入支援事業補助金交付申請書

番　　号
年　　月　　日

千葉県知事　　様

市町村長

年度において、下記のとおり地域が協働して取り組む田んぼダム導入支援事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第３条の規定により、関係書類を添えて補助金　　円の交付を申請します。

記

１　事業の目的

２　事業実施計画

別紙１

３　事業完了予定年月日　　年　　月　　日

４　添付書類

別紙１

事業実施計画

１　事業の概要（　年度）

水系及び河川名	実施場所	地区名	田んぼダム取組面積 (a)
田んぼダム取組方法			

※　取組面積は１ａ未満切り捨て

※　取組方法は排水器具の種類、管理方法等について記載

２　経費の配分

事業費	内訳		
	県補助金	市町村補助金	その他

別記第２号様式(第５条関係)

年度　地域が協働して取り組む田んぼダム導入支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書

番　　号
年　　月　　日

千葉県知事　　様

市町村長

年　　月　　日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった事業を、下記のとおり変更(中止、廃止)したいので、千葉県補助金等交付規則第５条の規定により、その承認を申請します。

記

１ 変更(中止・廃止)の理由

２ 変更(中止・廃止)の内容

※ 補助金交付申請書の別紙１に準じ変更（中止・廃止）計画を作成し、当該変更に係る部分については、その上段に（　）書きで変更前の計画を記入すること。

別記第３号様式(第６条関係)

年度　地域が協働して取り組む田んぼダム導入支援事業遂行状況報告書

番　　号
年　　月　　日

千葉県知事　　様

市町村長

年　　月　　日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった事業の　　年　　月　　日現在の遂行状況を千葉県補助金等交付規則第１０条の規定により下記のとおり報告します。

記

地区名	事業の遂行状況				備考
	１２月３１日までに完了したもの		１月１日以降に完了するもの		
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	%	円		

別記第４号様式(第７条関係)

年度　地域が協働して取り組む田んぼダム導入支援事業補助金実績報告書

番　　号
年　　月　　日

千葉県知事　　様

市町村長

年　　月　　日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった事業を下記のとおり実施したので、千葉県補助金等交付規則第１２条の規定により報告します。

記

１　事業の目的

２　事業実績

別紙１

３　事業完了年月日　　年　　月　　日

４　添付書類

※ 支出証拠書類及び本事業で取り組んだ成果が確認できる書類

別記第５号様式(第８条関係)

年度　地域が協働して取り組む田んぼダム導入支援事業補助金交付請求書

番　　号
年　　月　　日

千葉県知事　　様

市町村長

年　　月　　日付け千葉県農振達第　号で額の確定のあった補助金を千葉県補助金等交付規則第１５条の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　補助金請求額　　金　　円

別記第６号様式（第９条関係）

年度　地域が協働して取り組む田んぼダム導入支援事業補助金概算払請求書

番　　号
年　　月　　日

千葉県知事　　様

市町村長

年　　月　　日付け千葉県農振指令第　号で交付決定のあった補助金を千葉県補助金等交付規則第１６条第２項の規定により、下記のとおり概算払いされるよう請求します。

記

１　補助金請求額　　金　　円